

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 19 年 3 月 30 日

岩手県人事委員会

委員長 及 川 卓 美

岩手県人事委員会規則第 12 号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（昭和 35 年岩手県人事委員会規則第 17 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p><u>（支給範囲等）</u></p> <p>第 2 条 条例第 28 条の 3 第 1 項及び第 2 項の規定により指定する職及びその職にある職員に支給する管理職手当の月額は、別表のとおりとする。</p> <p>第 2 条の 2 職員の前条の規定による額が一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）第 6 条第 1 項第 10 号に規定する指定職俸給表に掲げる俸給月額に準じて人事委員会が定める額とその者が受ける給料の月額との差額に相当する額を超えることとなる場合には、その者に支給する管理職手当は、同条の規定にかかわらず、その差額に相当する額とする。</p> <p>第 2 条の 3 市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（平成 18 年岩手県条例第 30 号）附則第 8 項から第 10 項までの規定による給料を支給される職員に関する第 2 条の規定の適用については、別表中「給料月額」とあるのは、「給料月額と市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（平成 18 年岩手県条例第 30 号）附則第 8 項から第 10 項までの規定による給料の額との合計額」とする。</p> <p>（支給しない場合）</p> <p>第 3 条 職員が、月の初日から末日までの期間の全</p>	<p><u>（指定する職及び支給額）</u></p> <p>第 2 条 条例第 28 条の 3 第 1 項の規定により指定する職は、別表のとおりとする。</p> <p>2 条例第 28 条の 3 第 2 項の規定により別表に掲げる職を占める職員に支給する管理職手当の月額は、同表の支給額欄に定める額（条例第 24 条第 2 項第 2 号に規定する短時間勤務職員にあっては、その額に職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成 6 年岩手県条例第 57 号）第 2 条第 2 項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。</p> <p>（支給しない場合）</p> <p>第 3 条 職員が、月の初日から末日までの期間の全</p>

日数にわたって勤務しなかった場合（条例第33条第1項の場合及び公務上の負傷若しくは疾病若しくは地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤による負傷若しくは疾病（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年岩手県条例第7号）第3条第1項に規定する派遣職員の派遣先の機関の業務上の負傷若しくは疾病又は地方公務員災害補償法第2条第2項及び第3項に規定する通勤による負傷若しくは疾病を含む。）又は公益法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年岩手県条例第67号）第3条第1号に規定する派遣職員の派遣先団体（同条例第2条第3項第1号に規定する派遣先団体をいう。）の業務上の負傷若しくは疾病若しくは労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項に規定する通勤による負傷若しくは疾病により、承認を得て勤務しなかった場合を除く。）は、その月の管理職手当を支給しない。

日数にわたって勤務しなかった場合（条例第33条第1項の場合及び公務上の負傷若しくは疾病若しくは地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤による負傷若しくは疾病（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年岩手県条例第7号）第3条第1項に規定する派遣職員の派遣先の機関の業務上の負傷若しくは疾病又は地方公務員災害補償法第2条第2項及び第3項に規定する通勤による負傷若しくは疾病を含む。）又は公益法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年岩手県条例第67号）第3条第1号に規定する派遣職員の同条例第2条第3項第1号に規定する派遣先団体において就いていた業務に係る業務上の負傷若しくは疾病若しくは労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項に規定する通勤（当該派遣先団体において就いていた業務に係る就業の場所を地方公務員災害補償法第2条第2項第1号及び第2号に規定する勤務場所とみなした場合に同項及び同条第3項に規定する通勤に該当するものに限る。）による負傷若しくは疾病により、承認を得て勤務しなかった場合を除く。）は、その月の管理職手当を支給しない。

別表（第2条関係）

職の区分	支給額
校長	給料月額に100分の12（人事委員会が別に定める校長の職にあつては100分の14、規模の大きな学校の校長の職で人事委員会が別に定めるものにあつては100分の16）を乗じて得た額（条例第24条第2項第2号に規定する短時間勤務職員（以下この表において「短時間勤務職員」という。）について、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）
教頭	給料月額に100分の10（人事委員会が別に定める教頭の職にあつ

別表（第2条関係）

職の区分	支給額
校長	52,600円（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）にあつては49,800円）。ただし、人事委員会が別に定める校長の職にあつては61,400円（再任用職員にあつては58,000円）、規模の大きな学校の校長の職で人事委員会が別に定めるものにあつては70,100円（再任用職員にあつては66,300円）
教頭	43,100円（再任用職員にあつては33,100円）。ただし、人事委員会が別

<p>ては、<u>100分の12</u>) を乗じて得た額 (短時間勤務職員について、その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)</p>	<p>に定める教頭の職にあつては、<u>51,700円</u> (再任用職員にあつては <u>39,800円</u>)</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和28年岩手県条例第49号。以下「条例」という。）第28条の3の規定により管理職手当が支給される職を占める職員のうち、この規則による改正後の管理職手当に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第2条の規定による管理職手当の額が経過措置基準額に達しないこととなる職員には、当該管理職手当のほか、当該管理職手当の額と経過措置基準額との差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を管理職手当として支給する。
  - (1) 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで 100分の100
  - (2) 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで 100分の75
  - (3) 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで 100分の50
  - (4) 平成22年4月1日から平成23年3月31日まで 100分の25
- 3 前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。
  - (1) この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に適用されていた給料表と同一の給料表の適用を受ける職員（以下「同一給料表適用職員」という。）であつて、同日に属していた職務の級より下位の職務の級に属する職員以外のものうち、相当以上支給割合職員（同日において占めていたこの規則による改正前の管理職手当に関する規則（以下「改正前の規則」という。）第2条に規定する別表に掲げる職に係る同表の支給額欄に定める支給割合（以下「旧支給割合」という。）に相当する改正後の規則別表の支給額欄に掲げる額に対応する同表に掲げる職を占める職員又は旧支給割合より高い支給割合に相当する同表の支給額欄に掲げる額に対応する同表に掲げる職を占める職員をいう。第3号において同じ。） 同日にその者が受けていた管理職手当の額（条例附則第20項の規定の適用を受ける者にあつては、当該規定の適用がないものとした場合の管理職手当の額）
  - (2) 同一給料表適用職員であつて、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属する職員以外のものうち、下位支給割合相当職員（旧支給割合より低い支給割合に相当する改正後の規則別表の支給額欄に掲げる額に対応する同表に掲げる職を占める職員をいう。第4号において同じ。） 同日に当該旧支給割合より低い改正後の規則別表の支給額欄に掲げる額に相当する支給割合を適用したものとした場合にその者が受けることとなる管理職手当の額（条例附則第20項の規定の適用を受ける者にあつては、当該規定の適用がないものとした場合の管理職手当の額）
  - (3) 同一給料表適用職員であつて、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属するものうち、相当以上支給割合職員 同日にその者が当該下位の職務の級に降格したものとした場合にその者が受けることとなる管理職手当の額（条例附則第20項の規定の適用を受ける者にあつては、当該規定の適用がないものとした場合の管理職手当の額）
  - (4) 同一給料表適用職員であつて、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属するものうち、下位支給割合相当職員 同日にその者が当該下位の職務の級に降格し、かつ、旧支給割合より低い改正後の規則別表の支給額欄に掲げる額に相当する支給割合を適用したものとした場合にその者が受けることとなる管理職手当の額（条例附則第20項の規定の適用を受ける者にあつては、当該規定の適用がないものとした場合の管理職手当の額）

の額)

- (5) 施行日以後に給料表の適用を異にする異動をした職員（施行日以後に新たに給料表の適用を受けることとなった職員を除く。） 施行日の前日に当該異動をしたものとした場合に前各号の規定に準じてその者が受けることとなる管理職手当の額（条例附則第 20 項の規定の適用を受ける者にあつては、当該規定の適用がないものとした場合の管理職手当の額）
- (6) 前各号に掲げる職員のほか、施行日以後に国家公務員、他の地方公共団体の職員、一般職の職員の給与に関する条例（昭和 28 年岩手県条例第 48 号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員（給与条例第 43 条の 2 の適用を受ける職員を除く。）、県の経営する企業に勤務する地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 15 条第 1 項に規定する企業職員、給与条例第 43 条の 2 の適用を受ける職員、特別職に属する県の職員、地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人の職員、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 2 項に規定する特定独立行政法人の職員、日本郵政公社の職員、公庫等職員（国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号）第 7 条の 2 に規定する公庫等職員をいう。）であつた者等から人事交流等により引き続き新たに給料表の適用を受けることとなった職員その他特別の事情があると認められる職員のうち、部内の他の職員との均衡を考慮して前各号に掲げる職員に準ずるものとして人事委員会が定める職員 前各号の規定に準じて人事委員会が定める額